

「ながらスマホ」による事故パターンを2事例収録!!

DVD
VIDEO

運転中の「ながらスマホ」

たった数秒が人生を狂わせる!

「ながらスマホ」の危険性について解説



帝塚山大学
名誉教授 蓮花 一己 氏



「ながらスマホ」の罰則について紹介

「ながらスマホ」の罰則 【携帯電話使用等】の罰則等
(携帯電話使用等(交通の危険))

罰 則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

違反点数 6点(免許停止)

※交通反則通告制度の対象から除外され、刑事罰が適用されます。
※携帯電話使用等(交通の危険)の違反行為をし、交通事故で人を死なせたり
傷つけた場合は、免許の効力の停止の対象とされます。

2秒間の「ながらスマホ」で進む距離を解説

なぜ事故は起きたのか?
「ながらスマホ」の危険性と禁止態

2秒間

時速40km

時速60km

約22m

約33m

※1秒間に進む距離(m) = 1秒間に進む距離(km) ÷ 60 ÷ 60 × 1000(m)

「ながらスマホ」運転をして、前車に追突するドラレコ映像を収録!



映像協力: 株式会社ディ・クリエイト

【著作・企画・制作】株式会社 企業開発センター 交通問題研究室

71,500円 (本体価格 65,000円+消費税) DVD 約24分・字幕選択式 商品No.11111



あなたは運転中に「ながらスマホ」をしていますか？
次の加害者はあなたかもしれません……

CASE 1 運転中にスマホの ゲームアプリを操作してしまい…

食料品のルート配送をおこなう会社に勤めるAさん。
少しだけなら大丈夫だろうと、トラックを運転中にもかかわらず、スマートフォンでゲームをしてしまい…



CASE 2 待ち合わせに 遅れそうになって つい…

オフィス用品などを扱う総合商社に勤めるBさん。
彼女との約束に遅れそうになり、焦りからスマートフォンに
手を伸ばしてしまい…



なぜ事故は起きたのか？ ながらスマホの危険性と防止策



安全な場所に車をとめてからスマートフォンを
使用しましょう。



運転中はスマートフォンを手の届かないところ
にしまっておきましょう。



自転車でも運転中にながら
スマホしていると事故を起こ
しやすくなります。

インタビュー 帝塚山大学名誉教授 蓮花一己氏

「ながらスマホ運転」について、
事業所がとるべき対策などを解説



●本作品内でスマートフォンを使用しながら運転している場面は、教習所内のコースで安全に十分配慮したうえで撮影しています。
ナレーター：松本拓也（くら寿司・阪神高速・月桂冠 TVCMナレーション、他多数）
映像協力：株式会社ディ・クリエイト <<https://www.de-create.com/>>
撮影協力：大阪香里自動車教習所 安全運転管理支援チーム <<https://www.kouri-sdas.com/>>

■お問い合わせ・お申し込みは

(株)オプチカル 販売課 教育映像係

香川県高松市屋島西町2484-8

TEL 087-841-1100

FAX 087-841-1101